

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 419

平成19年5月21日(月曜日)

# 社外重役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F  
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

マーケティング

## 8割の人が習い事に強い関心 オシャレや交際にも積極的

習い事をしたいという意欲が強いのは20代と30代、60代の男性。習い事の関連支出は身だしなみと交際費が中心で、金額が多いのは旅行。習い事を実際にしている人やこれからしたい人は消費自体に積極的な人が多い。これは日本経済新聞社が39種類の代表的な習い事を取り上げ、それらについての関心や経験の有無、今後の習得意向を調査した分析結果である。

関心のある習い事の上位には陶芸、家庭菜園、クッキング、日曜大工、英語、ヨガなどで、多方面に興味広がっている。この中でどれか1種類でも「関心がある」と答えた人は85.9%と高率だった。ただし「実際にやっている」人は平均24.1%と低いものの「今後(も)やってみたい」人は20代男女、30代と60代男性に多く、若年層とシニア層に分かれた。これに若い母親と子どもの親子市場も狙い目のようだ。

習い事に伴う関連支出では最多が衣服。以下「習い事の終了後の交際費」「美容院などヘアケア」が上位にきた。金額では「習い事の仲間と行く旅行」に16000円(1人月額換算)、衣服や靴に7~8000円だった。全般に習い事をやっている人は消費行動も積極的なことも分かった。「品質が良ければ価格は気にしない」「おしゃれに関心がある」「海外旅行は年に1回以上」などと、習い事に意欲を持っている人も同様に、今後のマーケティングでは習い事の関連支出という側面の視点が注目されそうだ。

税務会計

## 分掌変更後の退職給与に実質基準 経営上主要地位を占める者は否認

3月に公表された役員給与に関する法人税基本通達の一部改正のなかで注目されるのは、退職給与の損金算入を規定した分掌変更に伴う基準に「その分掌変更等の後においてもその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く」という実質基準が加えられたことだ。

形式的基準を満たせば退職給与とされていたものが、退職後も裏で経営に睨みをきかす立場にあれば否認されることになる。

これまで、役員が分掌変更した場合の退職給与は、常勤役員が非常勤役員になった、取締役が監査役となった、分掌変更等の後の報酬が激減(おおむね50%以上の減少)したことなど、分掌変更によって役員としての地位や職務の内容が激変して、実質的に退職したと同様の事情にある場合に支給したものは、退職金として取り扱うことができるとされていた。ところが、通達改正では、の基準に「分掌変更等の後におけるその役員(その分掌変更等の後においてもその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く)」と改められた。改正の背景には2006年10月の大阪高裁判決がある。そこでは、要件を形式的に満たしていれば退職給与とされるわけではなく、あくまでも実態をみて判断すべきだと判示した。

今後は表向き役員を降りた場合でも、経営の関与度合いが大きければ退職給与とは認められないことがある。こうした例は少なくないだけに、今後は十分に留意する必要がある。

今週のキーワード

消費行動

大和総研が非上場企業対象に「少子社会の消費行動」を定期的に調査しレポートにまとめている。女性市場の分析では「仕事の高度化」と「結婚・子育て」の両立のためには非日常的な消費行動(旅行、自分へのご褒美消費、習い事・カルチャーセンター、エステ等の贅沢型)と通勤、家事、育児の日常的な消費行動(時間消費型)とがかけ離れている現在、その負担を埋めていくサービスが求められるという。家事代行サービス、ベビーシッター、健康支援などが好例。